

**令和2年度障害者スポーツ振興事業**  
**「障害者スポーツ理解促進フェスティバル」**  
**委託先団体 募集要項**

**1. 助成の目的**

本事業は、障がい者スポーツに日頃かかわりの少ない地域の方々やスポーツ関係者、教職員等が、障がい者スポーツに触れること、体験することを通して、障がいや障がい者スポーツの理解を深めることを目的とする。

また、事業実施後に地域における障がい者スポーツの支援者が増え、人材や関係団体との連携が拡充し、地域における障がい者スポーツの振興体制を推進させることを目的とする。

**2. 委託先対象**

本事業は委託事業として実施する。委託先対象は、原則、都道府県・指定都市障がい者スポーツ協会とし、かつ、助成事業の実施体制が整っている事を委託先対象の条件とする。

**3. 実施形態**

都道府県・指定都市障がい者スポーツ協会が主催団体となり、実施については当該地域の地方自治体およびスポーツ関係団体(障がい者スポーツセンター及び障がい者スポーツ指導者協議会、都道府県体育協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員等)が協力・連携した体制で実施するものとする。

**4. 事業内容**

障がい者スポーツに興味関心のある方や日頃かかわりの少ない方に対し、障がい者スポーツの理解啓発を推進する事業とする。

**【事業区分】**

- ①参加対象を限定したイベント
- ②開催地域の近隣住民を対象としたイベント

**【事業例】**

- 内容:障がい者スポーツの理解啓発に関するイベント 等(体験会 等)
  - (1)各種障がい者スポーツの紹介、体験、競技観戦(選手デモンストレーション等)
  - (2)障がい者スポーツに関する競技用具の展示、紹介、体験
  - (3)障がい者スポーツに関する講演(トークショー、セミナー等)
- ※「8.委託費」における委託費内であれば、複数回の事業開催も可とする。
  
- 対象:障がい者スポーツに興味関心のある方や日頃かかわりの少ない方
  - (1)開催地域の近隣住民
  - (2)スポーツ推進委員及びスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等スポーツ関係者
  - (3)地域の学校を中心とした児童・生徒及び保護者・教職員
  - (4)地域のスポーツ施設でスポーツを楽しんでいる方々(クラブ・サークル等含む)
  - (5)地域の障がい当事者や施設職員、障がい者関係団体支援者

## 5. 実施会場

原則として、委託先団体の都道府県内(指定都市を含む)を実施会場とすること。また、開催地域において、多くの参加者が見込めるよう、会場への利便性が高く、上記の目的、事業内容の施行が可能である場所を選定すること。

- 【会場例】(1)大型商業施設(ショッピングモール等)  
(2)一般のイベントやフェスティバル等の実施会場  
(3)駅のターミナル等イベントスペース  
(4)公共施設(公民館や体育館、学校等)

## 6. 助成対象となる事業の実施期間

令和2年7月1日(火)～令和3年2月末日(事業完了)

## 7. 申請期間と提出書類

申請期間は次のとおりとする。締切日までに下記の書類を作成し、送付すること。

【申請期間】 令和2年3月19日(木)～令和2年4月20日(月)(必着)

- 【提出書類】 (1)受託申請書……………様式-1  
(2)事業計画書……………様式-2  
(3)予算書……………様式-3  
(4)謝金・旅費・賃金等の規程・規約等

※提出書類はメールにてご提出ください。また、各ファイル名には「〇〇県フェスティバル申請書類」とご記入ください。

## 8. 委託費と対象経費

委託費は、各団体につき100万円～200万円とする。また、委託費の支出科目は国庫補助金の規程に準じて、以下のとおりとする。

諸謝金、旅費交通費、消耗品費、会議費、賃借料、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、賃金、保険料  
詳しくは別紙の「経費支出について」をご参照ください。

- \* 委託費の入金は、委託契約締結後になります(7月上旬の予定)。
- \* 支出については、すべて委託先団体の規程により行ってください。

## 9. 委託先団体の決定

原則として4団体を委託対象とし、申請内容の審査を行い、委託先団体を決定する。

## 10. 委託団体決定後の事務手続き(提出物)

委託先団体の決定後、下記の書類を提出すること。

- (1)委託契約書…内容を確認の上、委託先団体の長が署名捺印し事業計画書とともに2部提出すること
- (2)請求書 ……事務手続きの簡素化から、委託契約書と同時に請求書を提出しても構わない。

## 11. 委託事業に係わる消費税の取り扱い

当協会の委託事業契約に基づき実施する事業の委託金については、国等からの補助金と同様の扱いとし、「特定収入」として取り扱うこと。また、消費税の計算にあたり簡易課税を選択されている団体についても、本委託金は課税対象外の収入として取り扱うこと。

## 12. 事業報告

事業報告は、助成事業の完了から1カ月以内又は令和3年2月末日(消印有効)のいずれか早い日までに提出すること。

※事業報告はその後、当協会がとりまとめ、令和3年4月10日までにスポーツ庁に提出する。

### (1) 完了報告書

完了報告書は、委託先団体の長が押印して提出すること。また報告書データは電子記録媒体に収め、併せて郵送にて提出すること。

### (2) 事業報告

事業の報告を記入し提出すること。また報告書データは電子記録媒体に収め、併せて郵送にて提出すること。

### (3) 事業写真

写真については、以下の様子がわかるような写真を必ず提出すること。

#### 【必須写真】

- ・実行委員会等打合せの様子
- ・受付
- ・開会式等催しの写真
- ・事業実施の様子(複数枚)
- ・全体の様子がわかる写真(事業の様子や参加規模のわかるもの)

### (4) 決算書・決算内訳(領収書・納品書等の写し)

決算書は、領収書及び納品書のコピーを添付し提出すること。また決算書データは電子記録媒体に収め、併せて郵送にて提出すること。

### (5) 成果物・印刷物

ポスター・チラシ・冊子等、委託費で作成したものを2部提出すること。

### (6) その他事業に係る資料

開催要項、アンケート、新聞記事等

※全ての委託先の報告書を当協会でも合本するので、原稿等をデータで提出すること。また報告書データは電子記録媒体に収め、併せて郵送にて提出すること。(詳細は12月中旬に連絡予定)

## 13. 送付先

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会 スポーツ推進部

E-Mail: kojima-t@jsad.or.jp

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町2-13-6 ユニゾ水天宮ビル 3F

TEL) 03-5695-5420(直通) FAX) 03-5641-1213

問合せ時間 月曜～金曜 AM9:30～PM5:45(祝日含まず)